

資料編



1.総合計画の策定経過

■各種アンケート調査実施状況

目的：第6次富士吉田市総合計画策定の基礎資料として、市民等の意識・意向を探り、計画に反映させることを目的とする。

調査区分	調査対象	実施方法	配布日	回収日	回収数	回収率
市民アンケート	18歳以上の市民5,000人を住民基本台帳から無作為抽出	郵送配布／郵送回収	平成28年 7月15日	平成28年 7月31日 期限	1,836票	36.7%
中学・高校生アンケート	市内中学3年生465人（4校） 市内高校2年生880人（4校）	各校で授業の一環としての実施を依頼	中学校： 平成28年 6月20・21日 高校：平成28年 6月22・23日	中学校： 平成28年 7月13日 高校：平成28年 7月13日	1,345票	100%
事業所アンケート	市内事業所50社を市法人台帳より選定	郵送配布／郵送回収	平成28年 7月15日	平成28年 8月10日 期限	35事業所	70.0%
市外から市内への通勤者アンケート	市外から市内事業所への通勤者486名（市内法人に選定依頼）	事業所に直接配布の上依頼／郵送回収	平成28年 7月20・21日に事業所に配布	平成28年 8月10日 期限	290票	59.7%
まちづくり団体アンケート	市企画課にて6団体を選定	郵送配布／郵送回収	平成28年8月上旬	平成28年 8月20日 期限	6団体	100%

■総合計画審議会開催状況

年	月日	会議名	内 容
平成28年	10月20日	総合計画審議会（第1回）	・委嘱式、諮問 ・基本方針、スケジュール、体制等の確認 ・基礎調査、アンケート調査結果について
平成29年	2月16日	総合計画審議会（第2回）	・現行計画（第5次総合計画）の検証について ・基本構想骨格案について ・将来人口、将来都市構造（案）について
	7月20日	総合計画審議会（第3回）	・総論及び基本構想（案）について ・基本計画（素案）について
	8月3日	総務行政部会 産業観光部会 市民生活・環境部会	・基本計画（素案）について（検討）
	8月4日	都市基盤部会 文化教育部会	
	11月27日	総合計画審議会（第4回）	・パブリックコメントの結果について ・第6次総合計画（最終案）について
	12月5日	答申	・会長、副会長より市長に答申

■総合計画策定委員会開催状況

年	月日	会議名	内 容
平成 28 年	5 月 10 日	策定委員会（第 1 回）	・ 総合計画策定における基本方針について
	6 月 14 日	策定委員会（第 2 回）	・ 基本方針、スケジュール、体制等の確認 ・ 現行計画（第 5 次総合計画）の検証について ・ アンケート調査実施内容の吟味について
	8 月 9 日	策定委員会（第 3 回）	・ アンケート調査について（速報結果確認） ・ 現行計画達成度評価について ・ 基礎調査、分析について
	10 月 11 日	策定委員会（第 4 回）	・ アンケート調査結果について ・ 富士吉田市の課題について ・ 現行計画の達成度評価について
	12 月 13 日	策定委員会（第 5 回）	・ 現行計画達成度調書について ・ 基本構想の骨格構成案の検討 ・ 基本理念、将来都市像（素案）の検討
平成 29 年	1 月 20 日	策定委員会（第 6 回）	・ 基本理念、将来都市像（素案）について ・ 将来人口、将来都市構造等について
	2 月 2 日	策定委員会（第 7 回）	・ 現行計画（第 5 次総合計画）検証結果について ・ 基本構想の骨格案について ・ 将来人口（案）と将来都市構造（案）について
	4 月 26 日	策定委員会（第 8 回）	・ 序論及び基本構想について ・ 基本計画調書整理結果と計画の構成について
	7 月 11 日	策定委員会（第 9 回）	・ 総論及び基本構想について ・ 基本計画（素案）について ・ 数値目標について
	8 月 29 日	策定委員会（第 10 回）	・ 基本計画目標指標について ・ 基本計画（案）の確認について
平成 30 年	11 月 16 日	策定委員会（第 11 回）	・ パブリックコメントの結果について ・ 総合計画（最終案）について
	1 月 16 日	策定委員会（第 12 回）	・ 総合計画前期実施計画（案）について

■総合計画策定班会議開催状況

(平成 29 年) 月 日	会議名	内 容
1 月 19 日	策定班全体会議	・ 基本方針、スケジュール、体制等の確認 ・ 現行計画の検証について ・ 富士吉田市課題、アンケート調査結果について
5 月 17 日	第 1 回市民生活・環境部会	・ 基本計画案の部会該当箇所における内容検討と とりまとめ
5 月 19 日	第 1 回文化教育部会	〃
5 月 23 日	第 1 回都市基盤部会	〃
5 月 25 日	第 1 回総務行政部会	〃
5 月 25 日	第 1 回産業観光部会	〃
6 月 1 日	第 2 回市民生活・環境部会	〃
6 月 1 日	第 2 回文化教育部会	〃
6 月 13 日	第 2 回総務行政部会	〃
6 月 13 日	第 2 回都市基盤部会	〃
6 月 13 日	第 2 回産業観光部会	〃
6 月 15 日	第 3 回市民生活・環境部会 (書面審議)	・ 基本計画案の部会該当箇所における内容検討の 最終確認
6 月 21 日	第 3 回文化教育部会	・ 基本計画案の部会該当箇所における内容検討と とりまとめ
6 月 21 日	第 3 回産業観光部会 (書面審議)	・ 基本計画案の部会該当箇所における内容検討の 最終確認
6 月 22 日	第 3 回都市基盤部会 (書面審議)	〃
6 月 22 日	第 3 回総務行政部会 (書面審議)	〃
6 月 22 日	第 4 回文化教育部会 (書面審議)	〃
8 月 21 日	第 4 回総務行政部会	・ 総合計画審議会部会による指摘事項について ・ 基本計画案における目標指標について
8 月 21 日	第 4 回市民生活・環境部会	〃
8 月 21 日	第 4 回産業観光部会	〃
8 月 21 日	第 4 回都市基盤部会	〃
8 月 21 日	第 5 回文化教育部会	〃

■パブリックコメント実施状況

目的：第 6 次富士吉田市総合計画の策定にあたり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して計画の策定を行うことを目的とする。

- 意見等の募集期間：平成 29 年 10 月 1 日（日）～10 月 29 日（日）
- 意見等の受付人数：4 人
- 意見の件数：11 件

2.総合計画審議会委員名簿

部会区分	所 属	氏 名	部会長
総務行政部会	都留信用組合	細田 幸次	◎
	富士吉田市議会	太田 利政	◇
	富士吉田市自治会連絡協議会	桑原 忠則 (杉本 武雄)	
	富士吉田市連合婦人会	渡辺 春美 (堀内美恵子)	
	富士吉田市男女共同参画推進会議	川村 克美	
	富士吉田市国際親善委員会	吉元 勝春 (保坂 仁一)	
市民生活 ・環境部会	富士吉田医師会	刑部光太郎	○
	富士吉田市議会	奥脇 和一	◇
	富士吉田市民生委員・児童委員協議会	高山 芳幸	
	富士吉田市老人クラブ連合会	中澤 一夫 (柏木 辰一)	
	富士吉田市障害者団体連絡協議会	小俣壱嵯於	
	富士の里環境ネットワークふじよしだ	渡邊 三男	
	富士吉田市子ども・子育て会議	遠山 章信	
産業観光部会	富士吉田市議会	渡辺 孝夫	◇
	富士吉田織物協同組合	渡辺 教一	
	富士吉田市農業委員会	小野 利壹 (舟久保太郎)	
	富士吉田市商業連合会	吉沢 秀雄	
	富士吉田商工会議所(観光サービス部会)	武川以爾身	
	みんなの貯金箱財団	齋藤 智彦	
都市基盤部会	富士吉田市都市計画審議会	小野 利明	○
	富士吉田市議会	渡辺 利彦	◇
	山梨県建築士会北富士支部	萱沼 昇	
	富士吉田市消防団	羽田 招作 (伊藤 健)	
	富士吉田防災士会	渡辺 俊久	
	富士吉田商工会議所 (交通運輸部会)	古屋 毅	
文化教育部会	富士吉田市議会	戸田 元	◇
	富士吉田市社会教育委員	渡辺 正弘	
	富士吉田市校長会	渡辺 儀訓 (青木 誠)	
	富士吉田市青少年育成会連合会	瀧口 孝憲 (渡邊 誠)	
	富士吉田市PTA連合会	井上 貴文 (小俣 孝行)	
	富士吉田市文化協会	市村 隆男	
	富士吉田体育協会	渡辺 正衛 (堀内 拓三)	

◎会長、○副会長、◇部会長

3.総合計画策定委員会等名簿

■総合計画策定委員会名簿

氏 名						
◎ 渡辺 弘之	○ 天野 孔文	宮下まゆみ	真田 吉郎	渡辺 晃男		
内田 誠	山木 正樹	武藤 賢三	溝口総三郎	渡辺 金男		
(藤田 徹)	(堀内 秀樹)					

注) ◎委員長、○委員長代理 () 内は前任者

■総合計画策定班名簿

氏 名									
◎ 細川 義夫	渡辺 雅彦	渡辺 源夫	◎ 堀内 明義	横山 明美					
◎ 小俣るり子	◎ 奥脇 祥一	萱沼 健一	小池 悟	◎ 萱沼 延浩					
真田喜久雄	渡辺 岳文	阿藤 文代	田辺 静輝	権正 英久					
渡辺 三洋	小野 直	勝俣 強志	渡辺 小一	加藤 秀樹					
桑原 千保	萱沼 孝文	中村 芳彦	渡辺 亨	滝口 彰一					
渡辺 寿亀	小澤 省吾	渡辺 隆信	田辺 満	小泉 俊也					
加藤 原成	中田 弘子	大石 貞美	水越 欣一	宮下 菅道					
堀内 義広	萩原美奈枝	萱沼与重郎	舟久保富清	堀内 利教					
林 隆夫	小澤 幸男	小佐野五郎	小川 徹	羽田 和矢					
木勢 洋二	武藤智恵子	小佐野真二	真田 武	柏木 浩					
佐藤 勇人	舟久保佳浩	宮下 敏幸							
(渡辺 金男)	(内田 誠)	(井沢 利夫)	(田形 正広)	(相沢あけみ)					
(渡辺 賢一)									

注) ◎は班長、() 内は前任者

■総合計画策定事務局

企画課	真田喜久雄 (小佐野真宜)	勝俣 寿文 (堀内佑太)	山口納里枝	榎 岳史	宮下 耀平
-----	------------------	-----------------	-------	------	-------

注) () 内は前任者

4.総合計画に係る諮問・答申

■諮問書

富 28 企画発第 164 号

平成 28 年 10 月 20 日

富士吉田市総合計画審議会
会長 細田 幸次 様

富士吉田市長 堀内 茂

総合計画作成の基準となるべき事項について（諮問）

近年、本市を取り巻く社会経済環境は、富士山の世界遺産登録や外国人観光客の増加、広域道路体系の変化、災害対策の高まりなど刻々と変化しております。

とりわけ超高齢社会の到来と、若者の流出や出生率の低下による人口減少の進行は、本市の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念されていますが、これら時代の潮流に対応し、住民福祉の向上と市勢の更なる発展を図る必要があります。

このため、これからのまちづくりの指針を定めるとともに、行政運営の総合的、計画的執行を図るため、新たな総合計画（第 6 次）を策定することと致しました。

策定にあたり、総合計画作成の基準となるべき事項について、富士吉田市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を賜りたく、諮問いたします。

■答申書

富 29 総審発第 5 号

平成 29 年 12 月 5 日

富士吉田市長 堀内 茂 様

富士吉田市総合計画審議会
会長 細田 幸次

総合計画作成の基準となるべき事項について（答申）

平成 28 年 10 月 20 日付け富 28 企画発第 164 号で諮問のあった新たな総合計画の基準となるべき事項について、富士吉田市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、計画を進めるにあたっては、本審議会における意見を踏まえ、市民と行政との協働、また関係機関との連携のもと、構想の実現に向けて最大限の努力をされるよう要望します。

5.総合計画の策定経過（中期見直し）

■アンケート調査実施状況

目的：第6次富士吉田市総合計画改定の基礎資料として、市民等の意識・意向を探り、計画に反映させることを目的とする。

調査区分	調査対象	実施方法	配布日	回収日	回収数	回収率
市民アンケート	18歳以上の市民2,000人を住民基本台帳から無作為抽出	郵送配布／郵送回収	令和4年 7月6日	令和4年 7月24日 期限	747票	37.4%

■総合計画審議会開催状況

年	月日	会議名	内 容
令和4年	5月25日	総合計画審議会（第1回）	・委嘱式、諮問 ・見直し方針、スケジュールの確認
	11月14日	総合計画審議会（第2回）	・基本計画見直し事項について
令和5年	1月20日	総合計画審議会（第3回）	・第6次総合計画（案）について
	1月20日	答申	・会長により市長に答申

■総合計画策定委員会開催状況

年	月日	会議名	内 容
令和4年	11月8日	策定委員会（第1回）	・基本計画見直し事項について
令和5年	1月18日	策定委員会（第2回）	・第6次総合計画（案）について

■総合計画策定班会議開催状況

年	月日	会議名	内 容
令和4年	9月20日	策定班会議（第1回）	・市民アンケート調査の結果報告 ・基本計画における課題と施策について
	10月18日	策定班会議（第2回）	・基本計画見直し原案について
令和5年	1月10日	策定班会議（第3回）	・第6次総合計画（案）について

■パブリックコメント実施状況

目的：第6次富士吉田市総合計画（基本計画）原案の内容を事前に公表して市民から意見を募集し、それを考慮して計画の策定を行うことを目的とする。

- 意見等の募集期間：令和4年11月18日（金）～12月15日（木）
- 意見等の受付人数：2人
- 意見の件数：延べ2件

6.総合計画審議会委員名簿（中期見直し）

部会区分	所 属	氏 名	部会長
総務行政部会	都留信用組合	渡辺 和彦	◎
	富士吉田市議会	小俣 光吉	
	富士吉田市自治会連絡協議会	荒井 正春（権正 一雄）	○
	富士吉田市連合婦人会	渡辺 富江	○
市民生活 ・環境部会	富士吉田市民生委員・児童委員協議会	太田 利正	
	富士吉田市子ども・子育て会議	遠山 章信	
産業観光部会	富士吉田商工会議所	渡邊 隆信（柏木 俊之）	
	一般財団法人ふじよしだ定住促進センター	細川 義夫	
都市基盤部会	富士吉田市都市計画審議会	大山 勲	
	富士吉田防災士会	渡辺 俊久	
文化教育部会	富士吉田市社会教育委員	渡辺 正弘	
	富士吉田市校長会	渡邊 聡	

◎会長、○副会長、（ ）内は前任者

7.総合計画策定委員会等名簿（中期見直し）

■総合計画策定委員会名簿

氏 名				
◎ 水越 欣一	勝俣 強志	小笠原むつよ	眞田喜久雄	白須 美行
田辺 満	権正 英久	萩原 美奈枝	小泉 俊也	武藤 智恵子
萱沼 孝文				

注) ◎委員長

■総合計画策定班名簿

氏 名				
◎ 堀内 利教	木勢 洋二	小川 徹	渡辺 小一	小佐野 五郎
柏木 浩	舟久保佳浩	渡辺 一泰	眞田 武	遠山 誠
渡辺 滋人	阿藤 文代	羽田 和也	小林 登	小野 直
天野 義仁				

注) ◎班長

■総合計画策定事務局

企画課	萱沼 俊光	小俣 治明	常盤 翔太	渡邊 良祐	西海枝 雅和
-----	-------	-------	-------	-------	--------

8.総合計画中期見直しに係る諮問・答申

■諮問書

富4企画発第42号
令和4年5月25日

富士吉田市総合計画審議会
会長 渡辺 和彦 様

富士吉田市長 堀内 茂

第6次富士吉田市総合計画中期見直しについて（諮問）

第6次富士吉田市総合計画は、基本理念を日本一の富士山とともにあることを誇りとし、課題に立ち向かい、それを克服し、豊かさと幸せを実感できる活力あるまちの創造に取り組む姿勢として「富嶽共創」と掲げ、平成29年度に策定されました。

計画策定後5年目をむかえ、市を取り巻く社会経済環境は新型コロナウイルス感染症の流行により変化の局面を迎えており、収束後に予見される市民の生活意識やニーズ、行動様式の大きな変化を見据え、とるべき施策について検討することが必要となっております。

それらを踏まえたうえで本総合計画・基本計画の後期5年間について必要な見直しを行うことにいたしました。

見直しにあたり、富士吉田市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を賜りたく、諮問いたします。

■答申書

令和5年1月20日

富士吉田市長 堀内 茂 様

富士吉田市総合計画審議会
会長 渡辺 和彦

第6次富士吉田市総合計画中期見直しについて（答申）

令和4年5月25日付け富4企画発第42号で諮問のありました第6次富士吉田市総合計画中期見直しについて、富士吉田市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申します。

なお、今回の計画見直しに当たり、当初計画策定時に想定した、人口流出や少子高齢化の中での活力の維持、広域的な求心性確保、防災の強化や暮らしやすい環境づくりなどは、見直し時点においても変わらず重要なものであることから、引き続き、市民・事業者・行政がそれぞれ自らの役割を自覚するとともに、自らの責任においてその役割を実践するほか、新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな課題に対しては、柔軟に取組を進め、第6次富士吉田市総合計画で定めた将来都市像「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る活力創造都市富士吉田」の実現に向けて、着実に推進されるよう併せて付言いたします。

9.富士吉田市総合計画審議会条例・規則

■富士吉田市総合計画審議会条例

昭和 46 年 9 月 30 日 条例第 32 号

(設置)

第 1 条 富士吉田市における住民福祉の向上と市勢の発展を図るための総合的、基本的な長期計画及びその実施に関して必要な事項について調査審議するため、市長の諮問機関として富士吉田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合計画作成の基準となるべき事項
- (2) 総合計画の実施に関して必要な事項
- (3) 前 2 号に関する事項のほか、総合計画に関する重要な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関して必要に応じ、市長に意見を申し出ることができる。

(資料の提出等)

第 3 条 審議会は、必要に応じ、市長に対して資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 32 人以内で構成する。

2 委員は、市議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員及び公募による市民のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 審議会に専門の事項を調査させるため、特別委員を置くことができる。

4 前項の特別委員は、市長が必要があると認めるときに委嘱する。

(平 18 条例 30・一部改正)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、市議会議員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱され、又は任命された委員は、その職を離れたとき委員の職を失う。

2 特別委員の任期は、専門事項の調査を行う期間内とする。

3 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長 1 人、副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(昭 54 条例 17・一部改正)

(部会)

第 8 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(昭 63 条例 9・平 18 条例 2・平 23 条例 24・平 25 条例 29・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 富士吉田市総合開発審議会条例（昭和41年条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和47年条例第13号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第9号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第29号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

■富士吉田市総合計画審議会規則

昭和46年9月30日 規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士吉田市総合計画審議会条例（昭和46年条例第32号。以下「条例」という。）

第10条の規定に基づき、富士吉田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第8条の規定に基づき、審議会に別表に掲げる部会を置き、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる事項を担当するものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これと異なる指示をすることができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選による。
- 5 部会は、会長の承認を得て部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議については、条例第7条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの項中「審議会」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年規則第 7 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 10 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 20 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 20 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（平 18 規則 10・全改、平 22 規則 20・平 24 規則 20・一部改正）

部会及び担任事項

部会名	担任事項
総務行政部会	1 人口及び就業構造に関すること。 2 行政運営に関すること。 3 情報化に関すること。 4 各部会の調整に関すること。 5 市町村合併に関すること。 6 総合計画の取りまとめに関すること。 7 国際化に関すること。 8 男女共同参画社会に関すること。 9 他の部会に属さないこと。
市民生活・環境部会	1 環境に関すること。 2 社会福祉及び社会保障に関すること。 3 少子高齢化に関すること。 4 保健衛生に関すること。 5 医療に関すること。 6 公害に関すること。
産業観光部会	1 産業振興に関すること。 2 消費に関すること。 3 流通に関すること。 4 労働に関すること。
都市基盤部会	1 土地及び水利用に関すること。 2 交通に関すること。 3 上下水道に関すること。 4 住宅に関すること。 5 まちづくりに関すること。 6 災害に関すること。 7 防災対策に関すること。
文化教育部会	1 学校教育に関すること。 2 生涯教育に関すること。 3 文化及び芸術に関すること。 4 スポーツに関すること。 5 青少年対策に関すること。



富士吉田市企画部企画課

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田六丁目 1 番 1 号

Tel 0555-22-1111 Fax 0555-22-0703

<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

発行年月：2023（令和 5）年 3 月